

由良川漁業協同組合京内共第 11 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は由良川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第 11 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類、てながえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。なお、年券については、所定の顔写真を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた物をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 6 条第 1 項から同条第 2 項までの規定に基づき、組合に遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内でウ欄の区域においてエ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。

ア漁業の名称		イ期間	ウ区域	エ漁業の方法
あ ゆ		組合が定めて公表する日から 9 月 30 日まで、11 月 1 日午前 6 時から翌年 2 月末日まで	全区域	◎一般漁業 徒手、釣、網、もんどり(1 人 20 個まで) 水 眼 鏡 又 は 水 視 眼 鏡 を 使 用 して 行 う 漁 業 ◎特別漁具、漁法 あゆ狩、寄川、やな漁業
こ い		1 月 1 日から 4 月 30 日まで、6 月 1 日から 12 月 31 日まで		
ふ な		1 月 1 日から 4 月 19 日まで、5 月 21 日から 12 月 31 日まで		
う な ぎ		1 月 1 日から 12 月 31 日まで		
は え		1 月 1 日から 12 月 31 日まで		
ま す 類	あまご やまめ いわな	3 月 16 日午前 6 時から 9 月 30 日まで		
	にじます	1 月 1 日から 12 月 31 日まで		
てながえび		5 月 1 日から 6 月 14 日まで、9 月 1 日から 10 月 31 日まで	舞鶴市地頭由良川橋から 下流 1000m までの流水幅 中央から左岸側の区域	

		舞鶴市志高岡田下橋から 上流 1000m までの流水幅 中央から右岸側の区域	
		舞鶴市丸田八雲橋から下 流 1000m までの流水幅中 央から左岸側の区域	
	5 月 1 日から 10 月 31 日 まで	上記以外の区域	
ぼ ら	1 月 1 日から 12 月 31 日 まで	全区域	

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に提示するものとする。かつ、必要があるときは、新聞にこれを掲載するものとする。

(漁具、漁法の制限及び禁止区域)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁具、漁法によってウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
全区域	網漁具、網漁法ただし、網目 9cm 以上の網（増水時のみ）、たも網、さで網を除く。音無瀬橋から下流のなぜ網、溝受網を除く。	あゆ解禁日時から 7 月 1 日午前 6 時まで
全区域	網目 9cm 以下の網類ただし、たも網、なぜ網、溝受網、巻網、出置、投網、刺網を除く。	網解禁日時から 7 月 31 日まで
	網目 5cm 以下の網類ただし、いさざ落し網、たも網、さで網、なぜ網、溝受網を除く。	3 月 1 日から あゆ解禁日まで
	網目 6cm 以下の網類ただし、たも網、四つ手網、さで網、なぜ網、溝受網を除く。	10 月 1 日から 10 月 31 日まで
福知山市音無瀬橋から下流（支流を除く）		11 月 1 日から 11 月 15 日まで
全区域	水眼鏡、水視眼鏡及びひっかけ漁法	9 月 16 日から 翌年 7 月 31 日まで
大江町の支流及び舞鶴市加佐地区支流		1 月 1 日から 12 月 31 日まで
由良川ダムから下流 230m まで	全漁具、全漁法	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
綾部市関西電力株式会社山家発電所堰堤から下流 360m まで		
大江町天田内河守堰堤から上流、下流共 100m まで		
三和町梨の木堰堤から上流 300m まで		
綾部市西原町懸ヶ石（通称大岩）から上流の全区域		

綾部市味方町並松堰堤（綾部井堰）から下流魔しりの淵まで	網漁具、網漁法	網解禁日時から 8月1日午前6時まで
綾部市小貝橋から上流犀川合流点まで		
福知山市戸田橋から下流川北橋まで		
福知山市法川合流点から下流新音無瀬橋まで		
三和町橋本堰堤から上流川合川合流点まで		
福知山市野花十二橋から上流佐々木川合流点まで		
舞鶴市地頭桧川河口から上流西飼下井堰まで	毛バリ釣り、天びん釣り以外の漁具、漁法	

（体長制限）

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものはこれを採捕してはならない。

ア 名称	イ 全長
こい	15 cm
ふな	6 cm
うなぎ	30 cm
あまご、やまめ	12 cm
いわな、にじます	15 cm

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20%以内、1,000円以下の額については50%以内をそれぞれ加算できるものとする。

（1）一般遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料	備 考
全魚種 （あゆ券）	全漁具・全漁法	1年	11,000円	
全魚種 （あゆ券）	全漁具・全漁法	1日	3,500円	7月5日から発行。網類はなぜ網、溝受網、巻網、投網のうち1統に限る
あゆ以外 （あまご券）	釣り	1年	5,000円	増水時のなぜ網及び溝受網可
あゆ以外 （あまご券）	釣り	1日	2,000円	
はえ、てながえび （雑魚券）	釣り	1年	2,000円	たも網、さで網、伏網可
はえ、てながえび （雑魚券）	釣り	1日	500円	
全魚種	もんどり漁具・漁法	1個、1年	400円	1人20個まで

身体障害者は上記料金の半額とする。ただし3級以上該当者は2,000円を上限とする。満18

歳以下の者は遊漁料の納付を免除とする。

(2) 特別遊漁の場合

魚 種	漁 具・漁 法	期 間	遊漁料
全 魚 種	あ ゆ 狩	8月1日から9月15日まで	1回1客 25,000 円
〃	や な 漁 法	9月1日から9月30日まで	1 統 25,000 円
〃	寄 川 漁 法 網3統以上を使用し 2人以上とする漁法	8月1日から9月15日まで	1 区域 1 回 25,000 円

2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、特別遊漁及びこの規則に包含しない事項の場合には、書面で組合の承認（本規則等関係法令の範囲内）を受けなければならない。

3 特別遊漁に係る承認は次に掲げる事項に該当する場合はその承認をしない。

(1) 水産動植物の保護培養に支障がある場合

(2) 組合員若しくは、他の漁業者の水産動物の採捕に著しく支障があると認められる場合

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は第2条第3項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) 発行者名

2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は再発行しない。

5 組合は、あらかじめ理事会において承認した範囲内で招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは別に定める。

(附則)

この規則は、令和7年3月27日からこれを施行する。